

2017年2月28日

すます伸子

(須増議員)

【平和】

日本原演習場での米軍単独訓練について質問します。

先日2月3日、岩国基地に駐留する海兵隊が、陸上自衛隊日本原演習場で、単独訓練を行いたいと、中国四国防衛局を通じて津山市及び奈義町に打診していることが明らかとなりました。これまで、日米共同演習は三度行われてきましたが、今回の単独訓練というのは、質的に全く違うものになると考えられます。

この間アメリカは、在日米軍基地を海兵隊と空母打撃群の両面で基地機能の強化を進めています。特に、岩国基地では、今年から16機のF35戦闘機が配備されるとともに、空母艦載機も61機移駐され、所属機は161機体制となります。これにより岩国基地は東アジア最大の航空基地となろうとしています。また、沖縄に配備されているオスプレイは岩国基地にも飛来し訓練を繰り返しています。

そもそも海兵隊は「殴り込み部隊」といわれ、日本防衛の任務は持っていません。世界の中でも海兵隊の駐留を許している国は日本しかありません。

在日米軍はこれまでも、全国で超低空飛行による爆音被害をもたらし、岡山県では六年前に民家の土蔵崩壊で県民の平穏な暮らしを脅かしてきました。沖縄でも海兵隊による暴行や飲酒運転、婦女暴行などの犯罪が社会問題となっています。そのような部隊が、300人規模でヘリパットづくりや野外での実弾演習を実施することは、許されることではありません。

先日、奈義町と津山市のそれぞれの自治体にも出向き、この問題で首長さんにお話を伺いました。「地元の住民の思いも調査しないといけないと思っている。私自身は大変なことになっているという認識を持っている」「急いで結論は出せない、」「住民の声を大事にして検討していきたい」など、困惑を隠せない様子でした。

この度の防衛局の申し入れは「地元の理解が得られれば」訓練を開始するという条件が付いています。県と津山市、奈義町が、米軍単独訓練を受け入れないときっぱりと断っていただきたいと思います。知事のお考えをお示してください。

(知事答弁)

日本共産党の須増議員の質問にお答えいたします。

日本原演習場での米軍単独訓練についてのご質問ですが、受入れについては、国が、奈義町及び津山市の意向を尊重して判断することとなっております。

以上でございます

(須増議員)

私は知事の態度、意向を質問したのでございまして、知事はどのように考えているのかももう一度ご答弁お願いします。

(知事答弁)

私の意向ということでございますけれども、是非地元の奈義町及び津山市の責任者の方には地元の皆さんの声をよく聞いて、国に伝えていただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

(須増議員)

地元の声を尊重していくということが知事の思いだということで、確認させていただきます。

今回のこの訓練はですね、今まで自衛隊と共同でやっていたときには、憲法九条の枠内で訓練をされている、自衛隊の訓練の枠内でされているということでいたわけですがけれども、アメリカ単独ということになると、その九条の枠が取り払われて、大変大規模な、危険な、これまでやったことのない訓練の内容になるということで、地元の皆さんが心配をしています。

実際に、大分県の陸上自衛隊の日出生台演習場というところで、今米軍が単独訓練を数年前から開始をしています。10日間の訓練です。この訓練の中身はこれまでは公開をされ、事前にこういう訓練をするということが公開されてきたんですけれども、この期になって、訓練の公開をされない、また実際に見たこともない白煙が上がり、夜空がぱっと明るくなったり、とても不安だ。米兵が場外でランニングをしている。これで住民の安全を守れるのかなど不安の声が大分県では実際起こり、知事に対してその要望が出され、そして知事は、防衛局に情報公開を求め、訓練の中身をしっかり教えていただきたい、また場外に出てはいけないという事前の約束を破って、米兵達がまちに歩いて出てくる、そういう問題なども大変地元住民の中で問題になっています。大分県知事もそこに大変苦慮されているという答弁が議会でも行われています。そういう事態が起こるという可能性があるわけですから、知事も他人事ではないと思っておりますので、そういう事態を踏まえて、どのようにお考えでしょうか。

(知事答弁)

何か一つあるとそれに対して、良いことも悪いこともあるわけでございまして、この心配している人が不安に思うようなことができるだけ起きないようにするというのは、一般論として大変大事なことかなと、このように思っております。

また、ランニングすることも不安に感じる人がいるというのは勉強になったところでございます。以上でございます。

(須増議員)

知事、今回の日本原の訓練も、300名の部隊は演習場から出ないという約束をしていただいているんです。大分でも一緒です。だから問題なんです。ランニングというのはそういう意味です。知事、それは誤解だと思いますが、もう一度お願いします。

(知事答弁)

ランニングということが、約束を破って場外に出ないはずなのに、場外でランニングをしたということであれば、約束を破ったことに関しては不安を感じる方もいらっしゃるでしょう。私、ランニングが不安だというふうにとったので、そのようにお答えをいたしました。

(須増議員)

訓練の問題はほんとに一般論とかそういう問題ではなく、大変深刻な事態だと思いますので、是非地元の要望をしっかりと聞いていただきたいと要望いたします。

次に、全国学力調査の順位目標を中止することについてです。

文部科学省は、昨年8月に「全国学力・学習状況調査の結果の分析及び公表について」という通知をだし、「本調査に関し、仮に数値データの上昇のみを目的にしているととられかねないような行き過ぎた取扱いがあれば、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策や教育指導の改善・充実に活用するという、本調査の趣旨・目的を損なう。」として、各教育委員会におかれては、報道発表も含め調査結果の公表に際しては序列化や過度な競争が生じないようにするなど配慮するよう指示をしました。

さらに、都道府県別の平均正答率については、小数点以下第1位の数値を公表することが数値データによる単純な比較が行われ、序列化や過度な競争を助長する一つの要因と考えられるとして、平成28年度から細かい桁における微小な差異は学力面で実質的な違いを示すものではないと考えられることから、都道府県別の平均正答率は整数値で公表されました。

まず、教育長にお尋ねします。県教育委員会はこの通知をどう議論され、公表の配慮をしたのかお示してください。

私は昨年度、知事に、生き活き指標の、全国学力調査の全国順位を10位以内とする目標について、やめてはどうかと質問をいたしました。それは、学力テストの順位づけで、岡山の子どもは学力が低いという誤った世論がつくられ、父母と職員、地域を分断し、疑心暗鬼にする要因になっているのではないかと。また、全国学力テストの順位向上のためのテスト漬けとなっている実態。さらに全国学力テストの順位を総合計画などの目標に入れている県は岡山県だけであることなどを指摘しました。

そして、この度、改めて文部科学省自身が、前述したように数値の上昇のみを目的とした、行き過ぎた取り扱いを戒める通知を出したことをみても、岡山県の生き活き指標の目標の在り方に大変疑問を感じます。

知事、教育再生を大切に思う気持ちは結構ですが、全国学力テストの本来の趣旨・目的から照らして、順位目標を教育再生の指標としていくことは不適切ではないでしょうか。知事のご見解をお示してください。

(教育長答弁)

国通知への対応についてであります。これまで本県の学力や学習面での現状や課題を明確にし、学校の指導方針や内容を示すとともに、保護者や地域の協力を得るため市町村別の公表を行ってまいりましたが、この度の通知を受け、正答率を整数値にすることのメリット・デメリット等を協議

した結果、実態を丁寧に説明し、学力向上策への理解と協力を得るため、従来どおりの方法で公表したところであります。

その際、正答率だけではなく、家庭学習等の状況も含め公表するなど、配慮しております。以上でございます。

(知事答弁)

お答えいたします。

全国学力・学習状況調査についてのご質問であります。

生き活き指標についてであります。全国10位以内という高い目標を掲げ、その実現に向け、全国調査結果を踏まえ、落ち着いた学習環境づくりや学力向上の施策を進めてきたことで、成果も見え始めており、引き続き、10位以内を指標に掲げ、着実に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

(須増議員)

まず教育長にお伺いしますが、今おっしゃったことでいうと、順位上昇を目的としないように、それが強調されないように発表しなさいということに対してどのように検討されたのか、もう一度お願いします。

(教育長答弁)

国の通知でありますけれども、順位の上昇のみを目的とするということではなく、あるいは調査結果のときには序列化や過度な競争が生じないようにするといったようなことで、我々としたしましても、順位の上昇のみを目的にして取り組んでいるのではなくて、学力調査の結果を踏まえて、現状と課題、今までの取り組みがどうであったのか、子ども達の学力や学習状況はどうだったのか、課題を明確にしながら授業を変えていくんだ、家庭学習習慣を改善していくんだと、そういう面で子ども達の学力をきちっとつけさせていく、こういうのが大きなねらいでありまして、順位というものを目指していかないと、その順位を達成するためにどんな手だてが必要なのかということも出てこないのではないかと、何も刺激がない中でやっていくと効果は上がりにくいということで、我々やっているわけでありまして。

順位の上昇のみを目的にしているということではありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

(須増議員)

順位の上昇のみを目的にしているのではないというふうにおっしゃっていただいたんですけども、元々文科省は発表のときに、一切順位をつけていません。それはご存知でしょうか。

(教育長答弁)

お答えいたします。国の方も我々の方も特段順位をつけて公表しているわけではありません。

(須増議員)

それではなぜ順位がついて、私たちに知るところになるのか、なぜどこが順位をつけているのかご存知でしょうか。

(教育長答弁)

都道府県別が出ておるわけですから、当然それを並び替えていけば順位が出るわけでありまして。我々としては、非常に子ども達の学力の状況が、最近では全国の平均、非常に近づいてきていますので団子状態になっていきているということで、それぞれ改善されてきているんだけれども、やはり学力というのはきちっと身についた方がいいんだということでありまして。特に義務教育は、義務教育終了年限で自分の力で進路を切り開いていくだけの力をつけていくというのが大きな目的でありますので、そういった面で一つの目安として、これを設定していくということでありまして。

(須増議員)

元々文科省は順位付けをしていない、発表もしていない、今回はその順位をつけることを危惧して小数点以下は、もう整数値で発表すると、小数点以下は発表しないとまで配慮をされております。今回、平成 28 年度の発表は個々の県教育委員会に内示されている小数点までの数字を拾い集めるか、もしくは文科省の諮問機関のところにとしっかりと問い合わせして調査をし、マスコミまた報道機関、民間が基本的には順位をつけたわけですね。

さっきおっしゃったように、文科省の正式に発表している整数値の表では順位は一切つかないことですね。つかないことに意味があるというふうになっていたわけですね。それが調査や民間の努力によって順位がついて公表されたという範疇なんですね。それぐらい気をつけていたということですね。教育長、認識されておりますか。

(教育長答弁)

今回整数値で出されているわけでありましてけれども、従来は小数点第 1 位まで出しておりましたが、それを整数値にしたということでありまして。我々としては整数値であろうが小数点第 1 位であろうが、そんな大きな違いはないんじゃないかと。やはり現状をしっかりと把握する、そして理解していただくためには我々は国から来るデータを元にして、県民にお示しをしてですね理解と協力をいただくとそういう観点でしておりますので、どこが順位付けをしたかどうかというよりも、我々もデータ来るわけですから、見ればわかるんで、現状を変えるためには上手く使っていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

(須増議員)

ありがとうございました。教育長は順位の向上のみを目的にしているのではないし、その結果に対してしっかりと現場で改善できるように活用していきたいと、それについては私も全く異議はございません。その通り今国が進めている全国学力テストの本来の活用の仕方を現場でしっかりと活用していただくために、国も順位の向上のみを目的としない、しっかりと活用してほしいと、あえてこの通知を出されていると私も思っておりますし、教育長もそのように運用されているというふうにお聞きをしました。

ですから、余計にですね、この学力テストの順位目標を国はこれは気にしない、発表しないというふうになっているにもかかわらず、岡山県だけがこの目標にこだわっているというところに、本当になじまないと思うんですけども、知事いかがでしょうか。

(知事答弁)

なじまないということでありましてけれども、私は先程ご答弁させていただきました通り、引き続き10位以内を指標に掲げ、着実に取り組んでまいりたいとこのように考えております。

(須増議員)

次に、人事評価制度の賃金リンクについて教育長にお伺いします。

「教職員の育成・評価システム」による勤務評価を点数化し学校ごとに並べ替え上位者から、給料と勤勉手当で優遇する措置つまり賃金リンクが、2016年度から導入されました。したがって、今年度の評価の結果が、新年度から勤勉手当と昇給に反映されると聞いています。

私は、この人事評価制度の賃金リンクは、大きくいって三つの問題があると思います。

一つに、そもそもこの人事評価制度の問題です。地方公務員に先行して人事評価制度を行っている国家公務員について、国公労連のアンケートで次のような問題点が指摘されています。「本来求められる仕事は何なのかという視点を失い、あらかじめ定めた数値目標だけが重視される」「短期の評価で判定することが業務実態に合わない。」「人材育成の視点がない。」「評価項目が限定的でトータルの評価とならない。」「評価者の恣意性が排除できない。」「自己アピールのうまさで評価が決まる傾向がある。」「個人を評価する枠組みであるから、職場のチームワークを阻害する」といったものです。これから行う地方にとっても同様の問題点が考えられることは明らかです。

二つ目には、岡山県の運用について、拙速な対応となっているのではと考えます。

それは、人事評価制度の導入を義務付ける地方公務員法の改正がおこなわれたためですが、その運用については、都道府県でまちまちであり、学校現場においては、賃金リンクはなじまないとして実施を見送った島根県の対応は注目されています。また、勤勉手当にだけリンクする県も多く、検討中の自治体も多いと聞いています。ところが岡山県においては、新年度から昇給は、極めて良好な人5%、特に良好な人25%を選び、勤勉手当は、特に優秀な人5%、優秀な人30%を選び、賃金をアップすることにしてしまうと聞きました。

三つ目には、今の岡山県の学校現場の多忙化が問題の中で、実施していいのかという問題です。

特に、今、学校現場は、先日の山陽新聞にも載っていたように、小中学校の超過勤務の実態調査で「過労死ライン」とされる月80時間以上と回答した教員の割合が中学校で48.5%、小学校26.9%に達し、全体平均も月に69.28時間も残業していることがわかりました。

今の学校現場の多忙化を何とかしなくては、教育の再生も立ち行かない、これまでも何度もこの場でも、先生の多忙化の議論がされてきたわけですが解決していません。

その中で賃金リンクが実施されるとどうなるのでしょうか。今まで、学校現場で、みんなで励ましあって仕事を進めてきたのに、約3割の人だけが選ばれ賃金で評価されることになったら、チームワークに分断を生むことになるのではないのでしょうか。特に、超過勤務手当や休日勤務手当のない教職員にとって、終わらない多くの仕事をチームワークで助け合ってやってきたのに、賃金格差

が出てきたら、「特優の人が頑張れば」となるなど、現場に分断を生み出すことにはならないでしょうか。子どもたちに影響はないでしょうか。

教育長は、教職員の育成・評価システムについてどのように評価しているのか。また、賃金リンクについてのデメリットをどう考えているのか、お示してください。

そして、賃金リンクの実施を中止し、見直す考えはありませんか。

以上、お答えください。

(教育長答弁)

人事評価制度についてであります。この制度は、教職員の資質能力の向上や学校組織の活性化を目的に導入したものであり、教育課題の解決に十分活用する必要があると考えております。

給与への活用は、チームワークや評価されなかった人のモチベーションへの影響を懸念する意見もありますが、評価の観点に連携・協力を設定しチーム力の向上に留意するとともに、管理職が教職員とコミュニケーションを密に取り、目的意識を持ち意欲的に取り組むことができるよう指導しているところであります。

また、教職員を適正に評価・処遇する上で、給与への活用は有効であり、地方公務員法にも規定されていることから中止は考えておりませんが、今後も、より実効性のある制度となるよう努めて参りたいと存じます。

以上でございます。

(須増議員)

この制度は、教員の資質能力の向上と組織の活性化の為にやるというふうにおっしゃったんですけれども、組織の活性化に本当につながるのかということをお聞きをいたします。

実は高教組の組織が事前にこの問題でアンケートをとっておられました。大変膨大な量なんですけど、ずっと読んでみますと、ほとんどの教員が賃金で評価されなくても一生懸命子ども達に向き合って教育をするだけで、賃金で評価されるから頑張るといふような、そういう現場ではないといふふうにお答えになっておられて、ほんとにそうだろうといふふうに思います。また全員、チーム全体で頑張って学力を上げたり、学校の改善に取り組んでいるのに、全員が上がるわけではなく、その中で評価をされていくというのは心のつながりが薄れそう、競わされているようで不安になるなどの声も多くお見受けをしました。

こういう不安の中で、さっきおっしゃったような上司と管理職と現場でコミュニケーション密にとってとかいろいろきれいなことをおっしゃいましたけれども、実際には評価をされている側、する側という立場でものを話さなければならないという実態になる、これでほんとに活性化になるのでしょうか。

もう一度お願いします。

(教育長答弁)

お答えいたします。この制度で組織の活性化につながるのかということでもありますけれども、最近の学校を取り巻く環境といたしましては、課題は非常に大きなものがあって、複雑多様化してき

てると。そうしたときに教職員が一人ひとりそれぞれ力を発揮するのはいうまでもありませんけれども、学校が目指す方向性というものの、この方向性をやはり一つにみんながベクトルを合わせて、そして共に取り組んでいくという、そういう組織力が今まさに求められてきているんだというふうに思います。

それから今のアンケートにありましたが、教職員一人ひとりがそれぞれの意見を表明しておるようでもありますけれども、そういった面ではこの制度の趣旨をもっとしっかり理解を深めていく、周知をしていくと申しませうか、理解を深めていく必要があるなと思います。

一方で、私どもが現場の方と話をしていくと、従来は校長とゆっくり話をする機会はなかったんだけれども、この制度によって、校長との面談が設定されているわけで、そうした面では教職員と管理職とのコミュニケーションが広まったし、学年あるいはいろんな分掌の中で広がっていったということで、そういった面では組織力というものもあるいはコミュニケーションというものも高まってやってきているんだというふうに思っております。私はこの制度を入れたから組織力が高まるんじゃないかと、その制度を入れることによってこれを活用することによって、組織力を高めていくんだという、そういう考え方だというふうに、そういう考え方でこれを導入しておるわけでございます。以上でございます。

(須増議員)

今のお話で私はどうしても納得がいきません。逆のことをおっしゃっているように思うんですけれども。先生をランクをつけていく、校長先生を話し合う時間が、面接が年度末に行われて、いろんないい話をしても結局校長先生は5%の人と30%の人を選んでいかないといけない。面接を受けた側は好印象を受けても自分は5%に選ばれなかった、30%に選ばれなかった、選ばれた、またそういうことを考えないといけないわけですから、そこにほんとに信頼関係が生まれるのかというふうに考えます。

先生にランクをつけていく、現場では信用されていないのか、現場はそういうことをしないとちょっと現場が活性化しないということ自体が信用されていないと感じるのではないのでしょうか。

もう一つは、岡山県は先程言ったように大変現場が多忙化しており、どの自治体よりも残業時間が大変長いということが問題になっていて、みんな一緒になって忙しい中耐えているのに、一部の人が賃金に反映されるとなれば、頑張っている人、たくさんもらっている人だけが頑張ればいいわみたいな話になりはしないかということを実際に危惧をしています。

私はせめて、昇給にリンクすると生涯賃金に大変な差が出てまいります。昇給を上げていくわけですから、毎年、25年の昇給はストップさすわけですから。そういう意味でいうと生涯賃金に大変差が出る昇給リンクだけでもやめていただけないのでしょうか。ボーナスのリンクは確かに教育長が言われるような目的の達成が百歩譲ってあるのかもしれないけれども、昇給リンクをやめていく、多くの自治体でそのような運用がされているんですけれども、昇給リンクをやめていくことはどうでしょうか。

(教育長答弁)

お答えいたします。ランク付けというお話がありましたけれども、決してランク付けをするものではありませんし、基本的にはその年度でのその取り組みについて評価いたしますけれども、チームワークは見ていく、それから複数年でどういう貢献をしているかというような形で複数年の評価も入れておりますので、そういった中で成果を上げている、子ども達の教育にいい影響を与えている人、これは今おっしゃったように昇給等へ結びつけていくんだと。

一方で課題があってもなかなかそういう効果が出せない、頑張っているんだけど効果が出せない、いろんな課題があるとかいう、こういう方に対しても校長の方からあるいは教頭の方から面談の中で、今度こういうことをやった方がいいというアドバイスをしていく、フィードバックをしていくという、これで育成をしていこうという考えであります。

多忙化ということがありました。確かに学校現場非常に多忙な状況もありますけれども、多忙だからこそチームでもって現状を打開していくんだという、ですからこれがあるからというよりも、これを上手く活用する、つまりベクトルを合わせてやっていくんだという、そういうものですので、多忙化というのはいろんな観点から解消に向けて取り組んでいかなきゃいけませんけれども、その一つの大きな手法ではないかなというふうに私は考えております。

最後に昇給中止の考えということですが、これは今全国状況を確認をしているわけでありましてけれども、昇給、勤勉共に活用している都道府県 26 あります。昇給のみ活用するところは 3 あるということで済んで、全国的に言えば 29 が昇給には反映させてるところということでございますので、それだけじゃありませんが、我々としては先程申し上げたようなことから、適正に反映をさせていきたいというふうに考えております。以上でございます。

(須増議員)

昇給リンクについては、今後の状況を見て検討を本当にしていただきたいし、ほんとに今教育長がおっしゃったような活性化にほんとにつながるのか疑問ですので、この問題は追って検討を続けていただきたいと要望をしておきます。

次に通級指導教室の充実を求めることについてです。

通常の学級に在籍する、比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、障害の状態に応じて特別な指導を行うための通級指導教室のニーズが年々に高まり、これまで先生の配置が加配であったものが、関係団体からの多くの要望もあり新年度から、基礎定数に段階的に振り替えられ、より充実されることとなりました。

岡山県においても、通級指導教室を希望する児童生徒が増加し、週一回の指導がなされなかったり、子どもたちの生活圏内にある教室で指導が受けられなかったりと、待機児が生まれています。小中学校の通級指導教室の増設を進め誰もが希望する地域で通えるよう充実が必要と考えます。教育委員会の今後の計画をお示しください。教育長にお尋ねします。

また、通級指導教室を知らない保護者が多い中、通級による指導が必要と通告されても、不安で受け入れられないというお話をお聞きしています。保護者の丁寧な相談体制を強化するべきと考えますが、教育長のお考えをお示しください。

(教育長答弁)

まず、増設についてであります。通級指導を希望する児童生徒が増加しているため、これまでも県として限られた加配定数を活用し、教室の増設、担当教員の増員を行うとともに兼務による複数校での指導を行うなどの工夫をしてきております。

今後も、通級指導が担当できる教員の確保とその専門性を向上させるため、大学への派遣や特別支援学校との人事交流などを計画的に行い、中核となる教員の育成を進めるとともに、増設については、基礎定数化も見据え、児童生徒のニーズを見極めながら適切に対応して参りたいと存じます。

次に、相談体制の強化についてであります。保護者に対し、通級指導の内容等を丁寧に説明するとともに、不安や迷いを受け止め、通級指導が適切な学びの場であるとの合意を図ることが必要と考えております。

そのため、市町村が設けている相談窓口において、相談機能が十分果たされるよう指導するとともに、市町村教委と連携しながら、教職員研修等により、学校の特別支援教育コーディネーターや校内委員会の機能を強化するなど、相談体制の充実に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

(須増議員)

【格差と貧困】

格差と貧困がかつてなく広がる中、住宅確保に困窮するという実態をつかみ、住宅セーフティネットの推進・充実を求める点について質問します。

倉敷市の水島を基盤に活動しているホームレス等自立支援事業を実施しているNPOかけはしという団体の状況をお聞きしました。そのかけはしの前身であるホットスペース25の取り組みは、今から8年前、2008年のリーマンショックの中で製造業を中心に大きな影響を受け非正規労働者の一斉首切りと派遣切りが行われ、水島でも「年越し派遣村」が設置されたことから、相談と一時宿泊所という形で開設されました。その後、後を絶たない一時宿泊所と相談業務は、ボランティアだけで支えることが難しくなり、倉敷市のホームレス等自立支援事業の委託を受けNPOかけはしとして現在まで活動を続けているところです。この間445名の方が宿泊所を利用し自立への相談を行ってきたということでした。その取り組みの中から伺ったのは、派遣先を転々として地縁もない人が、仕事を奪われ、住むところも失う。住居を探そうとしても保証人がいなくて借りられない。働きたいと能力もあるのに住居がないために求職活動ができない。やむなく路上生活者になっている。昨年の三菱自工生産停止問題でも、下請け工場の派遣社員が派遣切りとなりホームレスとなり、入所となったそうです。その人は正社員になりたいと希望しつつ派遣の仕事しかなく、それでもなんとか自立できたということでした。このNPOでは、行政・福祉事務所・弁護士・司法書士・保護観察所・労働組合などと連携し、保証人なしの貸家の開拓や、定期的な物資の寄付などをうけ、住まいのセーフティネットを支えています。そこで指摘されたのは、住まいのセーフティネットの脆弱さです。公営住宅の入居に当たっては条件があり入居できるのはごくわずか、しかも

入居までの待機期間が長くすぐに対応できない。生活保護は住居が確保できないと開始の決定がなされないなどです。

今年改定されようとしている岡山県住生活基本計画では、住宅セーフティネットの推進として「住宅は国民の健康で文化的な生活を実現するうえで不可欠な基盤」と位置付けられています。しかし、住居を失った方々への入居までの支援がなくてはセーフティネットとは言えないのではないのでしょうか。計画の中の主な施策例には、ホームレスの方々を対象とした具体的な施策が見当たりません。これらのことについて土木部長のお考えをお示してください。

公営住宅が真の住宅セーフティネットの役割を果たしていただけるよう、改修や増設など、公営住宅の充実を求めます。土木部長のお考えをお示してください。

(土木部長)

お答えいたします。

住宅セーフティネットについてのご質問であります。

まず、岡山県住生活基本計画におけるホームレス対策についてであります。住まいを失った方々が、自らの意思で安定した生活を営めるよう支援していくことが必要であることから、福祉事務所において相談に応じるとともに、一定期間宿泊場所や衣食の提供等を実施しているところであります。

住生活基本計画の中では、こうした方々も住宅確保要配慮者に含めており、福祉部門や民間の居住支援団体と連携し、公営住宅や民間賃貸住宅への円滑な入居支援を行うなど、重層的な住宅セーフティネットの整備を推進することとしております。

次に、公営住宅の充実についてであります。公営住宅は、福祉的な役割とともに地域づくりの重要な役割を担うことから、市町村において地域の多様な住宅困窮世帯の居住の状況、民間賃貸住宅の需給、家賃などの住宅事情に応じ、適切な供給量を判断し、整備・運営していくことが望まれております。

本県の人口は緩やかに減少するとともに、世帯数も減少に転じると予想されており、公営住宅は、新規に整備するよりも既存ストックの状況を十分に踏まえ、長寿命化を図りながら有効に活用していくことが重要と考えております。

(須増議員)

先程の土木部長の答弁、ありがとうございます。今格差と貧困が広がる中、需要がほんとに伸びていると思いますので、引き続きの充実を要望したいと思います。

ブラック企業対策について質問します。

電通で、平成 27 年に当時 24 歳の高橋まつりさんが過労自殺したことに大きな注目が集まるなど、あらためて長時間過密労働が社会問題となっています。わが県においても、働く人たちの環境を守るために取り組みが求められます。

ブラック企業・ブラックバイトの根絶にむけ、「サービス残業」の取り締まりと罰則の強化、残業時間の上限規制や勤務間インターバル確保の推進、離職者数や労働関係法令の違反歴など、労働条件や職場環境の実態がわかる企業情報の公開、パワハラ行為を行った企業への労働局長による助言・指導—などの取り組みを推進するため、国へはたらきかけをすることが大切と考えますがいかがでしょうか。

さらに、ブラック企業は許さないという県の姿勢を示すために、県の委託の基準を強化し、労働関係法令の違反行為があれば、一定期間は県の委託を受けさせないなどのペナルティーを考えてはいかがでしょうか。併せて知事のお考えをお示してください。

(知事答弁)

お答えいたします。

ブラック企業対策についてのご質問であります。国では、長時間労働に対する監督指導の強化などに取り組むとともに、働き方改革実現会議において、残業時間の上限規制等について議論を進めているところであり、県としては、その動向を注視してまいりたいと存じます。

また、ペナルティーについては、労働基準法その他労働関係法令に違反したことにより検察官に送致された場合、入札参加除外措置を講じることを要領で定めており、今後とも、その規定に基づき適切に対応して参りたいと存じます。

以上でございます。

(須増議員)

先程のペナルティーのところですが、労働関係法令の違反行為があれば実施をしていただきたいと要望をいたします。どうでしょうか。

(知事答弁)

答弁いたしました通り、労働関係法令に違反したことにより検察官に送致された場合は、要領に基づき適切に対応してまいります。以上でございます。